

**香川労働局発表**

令和3年6月18日

公開頭撮り可

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 谷口 美和 室長補佐 塩田 洋司
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 HP) <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

**第1回 香川地方最低賃金審議会の開催について**

標記について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

**記**

- 1 開催日時 : 令和3年6月30日(水) 午後3時15分～
- 2 場 所 : 北館702会議室  
(高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館7階)
- 3 議 題
  - (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
  - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
  - (3) 令和3年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
  - (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
  - (5) その他
- 4 傍聴者 : 若干名
- 5 傍聴申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を記載のうえ、審議会の開催日、希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属をご記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。また、写真撮影やビデオカメラ等を使用する場合は併せてその旨お書き添えください。事前申込みの方に限り頭撮りのみ写真撮影等ができます。

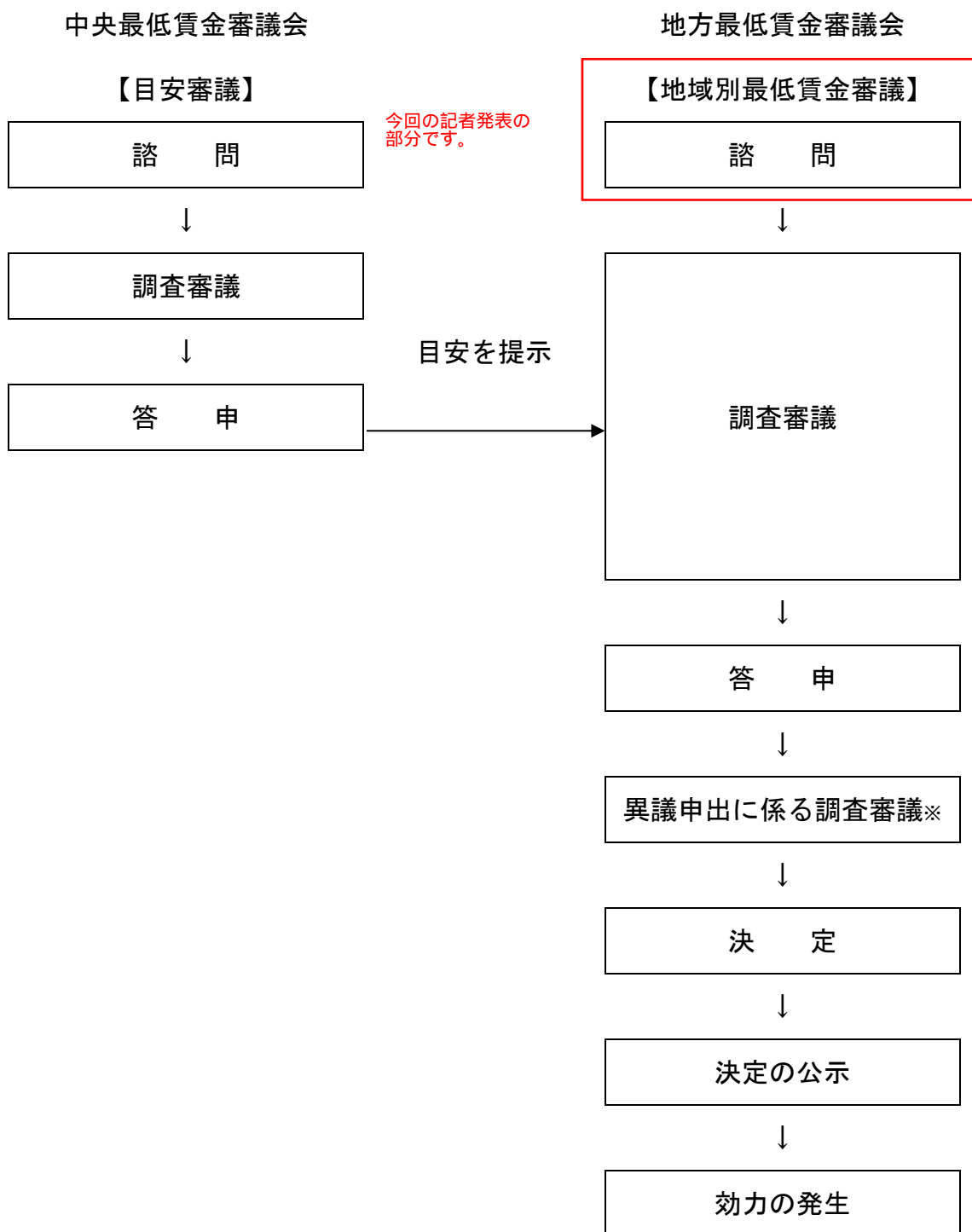
お申し込み締切日は、令和3年6月24日(木)(必着)です。  
FAX : 087-811-8933 香川労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 会場の都合上、人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴可能な場合は特段ご連絡いたしません。
  - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただきますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
  - (2) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマホ等の電源は切るかマナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等機器の使用はご遠慮ください。  
(予め申し込まれた場合は会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影等を行うことができます。)
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 マスクの持参・着用等新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします。
- 7 その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

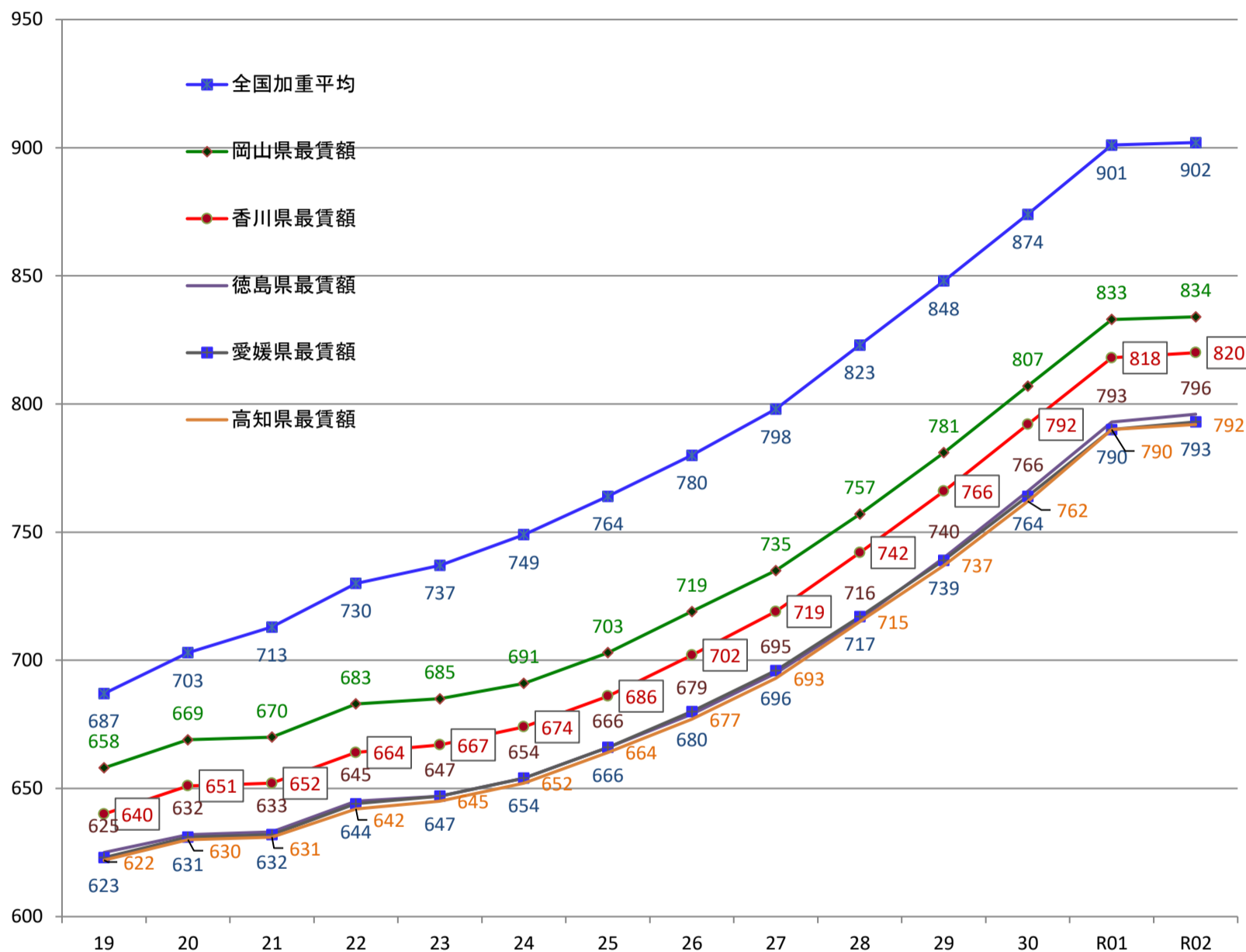
## 香川県最低賃金の推移

現在の香川県最低賃金は時間額820円である。

四国では一番高いが、岡山県より14円低く、全国加重平均より82円低い。

令和2年度は2円引き上げ、10月1日に発効した。令和2年度の引上げ額2円は、最低賃金が時間額単独方式となった平成14年度以降では、平成14年度（0円）、同15、16年度及び21年度（1円）に次いで低い。

最低賃金額の推移



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02
最賃額(円)	640	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820
目安額(円)	9~10	10	—	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	—
引上額(円)	11	11	1	12	3	7	12	16	17	23	24	26	26	2
引上率(%)	1.75	1.72	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
発効日	10.21	10.19	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
岡山県最賃額	658	669	670	683	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834
徳島県最賃額	625	632	633	645	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796
愛媛県最賃額	623	631	632	644	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793
高知県最賃額	622	630	631	642	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792
全国加重平均	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」